

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会規則第 2 号

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岩手県議会傍聴規則（昭和 35 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、<u>傍聴人の取締り</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、<u>会議の傍聴</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。